

各位

令和3年1月

所得金額調整控除対象者の配偶者(特別)控除額の計算について

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-2-19
株式会社日本法令
給与kidサポートセンター
TEL 03-3862-5469
FAX 03-3862-5034
E-mail kid@horei.co.jp

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、「給与kid」をご愛用いただき厚く御礼申し上げます。

『給与kid5「Ver. 5.6.8.0.」』-『給与kid5「Ver. 5.6.8.3.」』にて、**所得金額調整控除と配偶者(特別)控除を同時に適用している場合に、配偶者(特別)控除額が正しく計算されていないこと**がございます。すでに給与kid5の「Ver. 5.6.8.0.」から「Ver. 5.6.8.3.」で年調計算がお済の場合は、前述の事象が発生している可能性がございますので、お手数ですが一度ご確認いただきますようお願いいたします。ご迷惑ご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

敬具

事象の発生条件

以下の2つ条件を満たしている場合は、配偶者(特別)控除額が正しく計算されていない場合がございます。
条件に該当する方の有無のご確認をお願いします。

①**所得金額調整控除と配偶者(特別)控除を同時に適用している**

②**課税金額合計が 10,950,001 円～11,000,000 円の範囲**

または、

11,450,001 円～11,600,000 円の範囲

または

11,950,001 円～12,100,000 円の範囲

上記2つの条件が満たされていない場合は影響ございません。

事象の内容

1. 所得金額調整控除対象者において配偶者（特別）控除額の計算について

配偶者（特別）控除額の判定の際に、基礎控除申告書の「区分Ⅰ」の判定を参照することになりますが、この「区分Ⅰ」の判定において、所得金額調整控除がある場合、その控除額を差し引いた後で判定すべきところ、差し引く前の金額で判定している為、特定の範囲において「区分Ⅰ」の判定が正しくおこなわれず、算出する配偶者控除、配偶者特別控除の控除額が正しく計算されない場合があります。

～記載に当たっての注意～

① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません）。
 ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が80万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円 (裏面「4(2)」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ

基礎控除の額

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名		配偶者の生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	配偶者住所である配偶者	生計を一にする事実		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円 (裏面「4(2)」を参照)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ		配偶者控除の額
判定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (26.1.1以前生)	円 (1)
	48万円以下かつ年齢70歳未満	円 (2)
	48万円超95万円以下	円 (3)
	95万円超133万円以下	円 (4)

配偶者特別控除の額

区分Ⅱ		配偶者特別控除の額
①	②	③
48万円	38万円	36万円
32万円	26万円	24万円
24万円	21万円	18万円
18万円	14万円	11万円
11万円	8万円	4万円
4万円	2万円	1万円

要 配偶者控除 配偶者特別控除

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

<区分Ⅰ表示の誤り例 給与収入が1100万円、所得金額調整控除が15万円、配偶者控除対象者の場合>

誤) 「11,000,000円」の給与所得控除後額「9,050,000円」→ (B) 900万円超 950万円以下

正) 「11,000,000円」の給与所得控除後額「9,050,000円」－「150,000円」(所得金額調整控除)

＝給与所得控除後額(調整控除後額)「8,900,000円」→ (A) 900万円以下

→区分Ⅰが変わることにより、配偶者控除、配偶者特別控除額が異なる(上様式()部分)

(1) 配偶者控除、配偶者特別控除額が正しく計算されない状況

次の①②両方の条件に合致する場合、区分Ⅰの判定が異なり、配偶者（特別）控除額が正しく表示されません。

※①②両条件に合致する場合に限られ、どちらか一つでも該当しない場合はこの事象は起こりません。

①所得金額調整控除の適用と③配偶者控除または配偶者特別控除の適用を同時に受けているもの

②給与収入（課税金額合計）が以下のア～ウの範囲内であること

- ア) 10,950,001 円～11,100,000 円
- イ) 11,450,001 円～11,600,000 円
- ウ) 11,950,001 円～12,100,000 円

☐ 計算対象外 ☐ 役員

対象

計算済

各種控除

扶養

源泉徴収票

本人該当
☐ 勤労学生
☐ 寡婦
☐ ひとり親
☐ 障害者 一般
☐ 未成年
☐ 死亡
☐ 災害者
☐ 外国人

基礎控除

本人の合計所得金額(区分Ⅰ) (B) 900万円超～950万円以下 ☐ 区分Ⅰ修正

配偶者/扶養者

☒ 配偶者あり ③

配偶者(特別)控除 ☒ 対象 ☐ 対象外

配偶者の合計所得金額 0 ☐ 老人控除対象

判定(区分Ⅱ) ② 48万円以下かつ年齢70歳未満

障害者控除 対象外

扶養者

	通常	一般障害	同居特障	非同居特障
年少扶養	0	0	0	0
一般扶養	0	0	0	0
特定扶養	0	0	0	0
老人(同居老親等)	0	0	0	*****
老人(一般)	0	0	0	0

☐ 配偶者/扶養者の詳細設定を行う 詳細設定

① 所得金額調整控除

☒ 所得金額調整控除対象

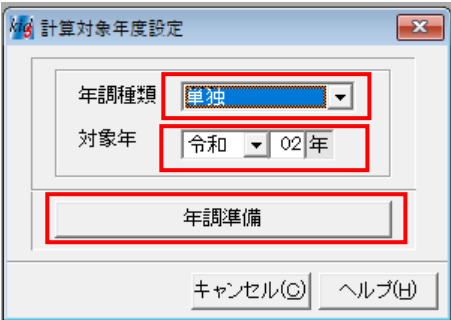
	課税金額	社会保険料	源泉徴収税額	課税金額合計	
給与	0	0	0	0	
賞与	0	0	0	0	
中途入社・導入	10,950,001	0	0	0	
合計	10,950,001	0	0	0	
基礎控除	480,000				
配偶者控除	260,000				
配偶者特別控除	0				
扶養控除	0				
障害者控除			0		
寡婦(ひとり親)控除			0		
勤労学生控除			0		
扶養控除等計			740,000		
所得金額調整控除				150,000	
給与所得控除後額(調整控除後)				8,850,001	
所得控除額の合計				740,000	
差引課税額				8,110,000	
算出所得税額				1,229,300	
住宅借入金等特別控除額				0	
年調所得税額				1,229,300	
年調年税額				1,255,100	
源泉徴収税額				0	
過不足税額				1,255,100	

(2) 修正および清算方法

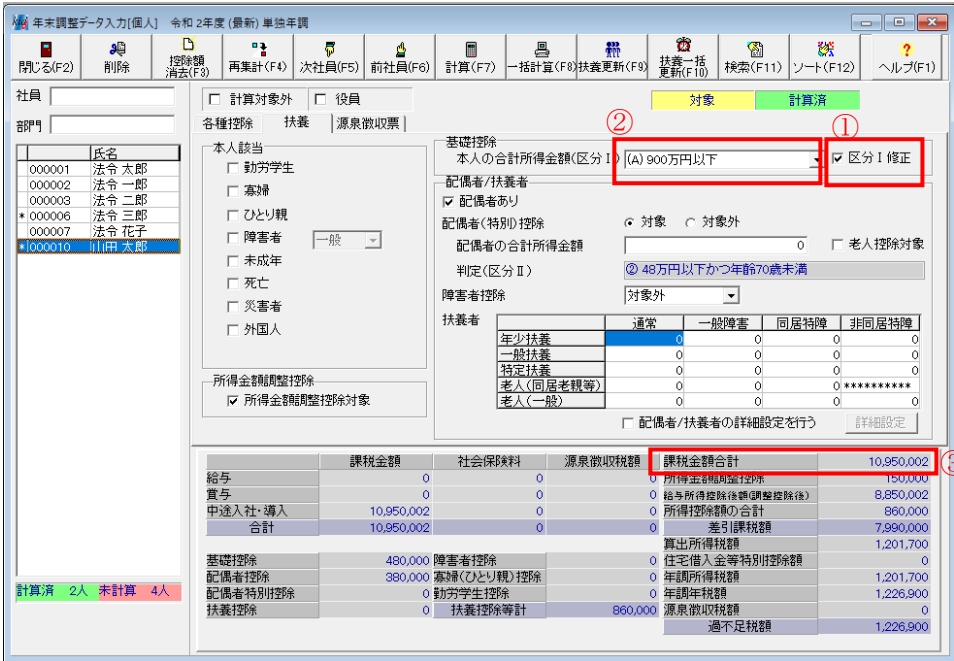
上記 (1) に該当する場合は次の方法で修正をお願いします。

① 年末調整計算が終了している場合

- (ア) メニュー「年末調整」より「計算年度設定」にて
年調種類：単独
対象年：令和 2 年
とし、「年調準備」ボタンを押します



- (イ) メニュー「年末調整」より「年末調整入力〔個人〕」画面の「扶養」タブにて
基礎控除の「本人の合計所得金額（区分Ⅰ）」を修正します。



修正対象者を表示し、「区分Ⅰ修正」(①) にチェックを付け「本人の合計所得金額（区分Ⅰ）」(②) を下記の表を参照し、直接変更します。

また、「配偶者(特別)控除」が「対象外」の場合は「対象」へ変更して年末調整計算を行ってください。

「本人の合計所得金額（区分Ⅰ）」の修正

画面内の「課税金額合計」(③) が下表の「課税金額合計」のア～ウの場合は「本人の合計所得金額（区分Ⅰ）」(②) を「区分Ⅰ修正値」の値に修正します。

課税金額合計	区分Ⅰに表示されている内容 (誤り値)	区分Ⅰ修正値
ア) 10,950,001 円～ 11,100,000 円	(B) 900 万円超～950 万円以下	(A) 900 万円以下
イ) 11,450,001 円～ 11,600,000 円	(C) 950 万円超～1000 万円以下	(B) 900 万円超～950 万円以下
ウ) 11,950,001 円～ 12,100,000 円	1000 万円超～2400 万円以下	(C) 950 万円超～1000 万円以下

ウ) の場合は「配偶者(特別)控除」を「対象」に変更してください。

(ウ) 過不足税額の清算

●修正前の年末調整計算を「給与」「賞与」でおこなっていた場合

今回の修正で表示された過不足税額を清算してください。前回の年末調整の結果を加味した値となっております。

●修正前の年末調整計算を「単独」でおこなっていた場合

今回の年末調整計算の過不足税額と前回の年末調整計算の過不足税額の差額を清算してください。

②年末調整計算が終了していない場合

年末調整計算をおこなう際に、前頁の「(イ)メニュー「年末調整」より「年末調整(個人)」画面にて基礎控除の「本人の合計所得金額(区分Ⅰ)」修正します」の修正後年末調整計算をおこなってください。

【給与kidのサポート時間(土/日/祝祭日/特定日を除く) AM9:00~AM 12:00、PM1:00~PM5:00】

お電話、FAX、e-mailにてお問合せください。

- ・電話番号：03-3862-5469 FAX番号：03-3862-5034
- ・e-mail : kid@horei.co.jp